第4回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会 議事録

日 時:平成25年10月17日(木)午後1時30分~午後3時45分

場 所:橋西地区市民センター 1階大会議室

出席委員:大西佐代子、岡山千香子、亀井美香、河原洋紀、酒徳和夫、佐藤祐司 世古佳清、瀬田正子、竹内房生、竹林文平、谷口理恵、中川義文、中村麻貴

八田久子、平井 香、深川誠子、安田尚樹、加藤義明、小阪久実子、中田雅喜

森本義次

欠席委員:伊藤義信、上田美菜、落合泰子、堤 康雄、中沢 薫、二井英二、山路 茂

事務局:中島秀雄、南野忠夫、世古元志、丸口典子、水本恵美、梶辰輔、西嶋秀喜

青木覚司

オブザーバー:療育センター機能訓練士 倉田信也

傍 聴 者:1名

≪事項≫

1. 検討事項

- (1)確定事項の修正について
- (2) 松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申案について

2. その他事項

(1) 第2回新療育施設を考える集い(市民意見聴取会)について

日時:平成25年10月27日(日)午後1時30分から

場所:松阪市産業振興センター3階研修ホール

内容:新療育施設の内容について

(2) 新療育施設の整備に関する保護者意見交換会・交流会

日時:平成25年11月7日(木)午前10時~午前11時30分

場所:福祉会館2回会議室(託児:1階療育センター) 内容:新療育施設の内容についての意見交換会・交流会

(3) 次回検討委員会の日程について

日時:平成25年11月21日(木)午後1時30分から

場所:松阪市産業振興センター3階研修ホール ⇒ 松阪市議会委員会室

内容:市民意見聴取会、パブリックコメント及び意見交換会の意見整理

≪内容≫

【事務局】

お待たせ致しました。第四回松阪市療育施設整備検討委員会を開会いたします。本日は、 お忙しいところ、当委員会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。私、家庭児童 支援課の南野と申します。よろしくお願い致します。

それでは、お手元の資料、いくつか追加もありますので、確認を先にさせていただきたいと思います。事前に送らせて頂きましたのが、本日の資料、事項書、その次に検討事項

4があります。そのあと、まる案として、松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申書というものを1冊入れさせていただいております。で、本日追加でございます3種類ですが、まず一つは、訂正表で、横にA4の紙です。それからもう一つは、新療育施設整備の設計仕様に対する提案事項を追加資料として、入れさせていただいております。

それから本日、○○委員が都合によりまして出席できないということで、○○委員から3点ほど書面にて提出されましたので、お手元のほうへ届けさせて頂きました。あと、今月27日に開催いたします第2回新療育施設を考える集いのチラシでございます。抜けているところはございませんか、大丈夫ですか。

はい、それでは、本日の会議につきましては、公開となっています。今のところ傍聴の方は見えませんが、その点についてよろしくお願い致します。それから、この会は、過半数以上の出席となっており、松阪市障がい児療育施設整備検討委員会規則第6条第2項によりまして成立していることをご報告いたします。また、同規則第6条第1項により委員長が議長となりますので、これからは委員長の佐藤先生にお願い致します。

【委員長】

皆さん、改めましてこんにちは、本日は、ご多用中にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。早速ではございますけれども、お手元の事項書に従って、議事を進めてまいりたいと思います。

それに先立ちまして一つお願いがございます。毎回申し上げておりますけれども、ご発言なさる際には挙手をしていただき、お名前所属等をおっしゃった上でご発言をいただければというふうに思います。また、ご覧のように通訳の方がいらしていますので、ご勘案の上ご発言をいただければ幸いです。

では、早速でございますけれども、お手元の事項書 2. 検討事項、(1)確定事項の修正について、予め資料をお送りしておりましたが、その資料をご覧のうえ、本日ご参集いただいていると思います。前回までに皆様にご意見を出して頂き、ご議論を頂きました件につきまして、ここで確定しておきたいという事項がありますけれども、それに修正があるようです。これにつきまして、事務局よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、1項目目の確定事項の修正についてご説明をさせて頂きます。お手元の資料、検討事項IVという資料をご覧いただきたいと思います。新療育施設の「位置づけ」の修正というところにはいります。これまで、福祉型児童発達支援センターという位置づけをもってこれまでご議論をいただいてまいりましたが、前回、第3回目の委員会でご議論をしていただいた内容を踏まえて、いろいろと事務局にて検討をしておりましたが、福祉型児童発達支援センターを児童発達支援事業所という形で修正をお願いしたいというふうに思います。

<資料に沿って、説明>

【委員長】

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局の方から検討事項IVという資料を基に、確定事項の修正に関する説明がありました。修正の具体的な新旧対照表は、1ページ目から4ページ目までございます。なぜ、そういうふうな修正をする必要があるのかというこ

とについては、5ページ目及びその法的根拠と、政府が示す児童発達支援についてのセンターと児童発達支援事業の相違に関する図解が添付されています。今、事務局からございましたようにセンターではなくて、児童発達支援事業を行う、そういう新療育施設にすると、但し開設後の状況によりましては、見直し条項ではございませんけれども、暫く時間が経った後に改めて検討し、センターとして備えておくべき機能を追加することも、もちろん考えていく。それを視野に入れた上での発達支援事業としてのスタートであると、そんなふうな説明であったと思います。この確定事項の修正について、委員の皆さんからご質問あるいは、ご意見があれば、いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい、では、確定事項の修正について、皆様にお認め頂いたということとさせていただきます。

続きまして、検討事項の(2)松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申案につきまして、こちらのほうも、事前に資料として皆様に答申案を送付してございます。こちらをご覧になりながら、事務局からの説明を聞いていただきたいと思います。事務局、宜しくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、答申案の説明に入らせて頂きます。まず、全体で約10項目に亘って、構成をしていくというふうに考えました。内容につきましては、ご覧のとおりなのですが、前回の委員会で答申書というのは、こんな内容でいきたいというふうにお示しをさせていただいたかと思います。それをベースにして今回作らせていただきました。

<資料に沿って、事務局より説明する>

【委員長】

はい、ありがとうございました。今、事務局のほうから予め皆様にお送りいたしておりました答申書の案に沿って説明をしていただきました。特に事務局のほうから、言葉をつくして説明していただいた部分を確認していきますと、5ページ目の下のほうにあります基本方針ですが、どのような基本的な考えに基づいて、新しい施設を造っていくのか、ということに関する具体的な方針を機能面と建築面から詳しく説明をしてもらいました。

続きまして8ページ、2の放課後等デイサービス事業のすぐ上になりますけれども、本日の検討事項(1)確定事項の修正のところでも、なぜ修正するのか、修正した後どうするのか、ということに関連して説明がございましたけれども、それと直接的に関連することになりますけれども、開設後の判断について文言として盛り込まれていること、続きまして、9ページちょうど真ん中ほど、これは皆様にもお知恵拝借というところでございますけれども、18歳以上の子どもといいましょうか、対象者をどのように記載するかについて、続きまして、10ページ目でこちらも確定事項の修正に関連するところでございますけれども、8の配置する職員に関連して、④と⑥のところ、これを前回お認め頂いたいろんな定量的な情報が若干、修正されているというところ、続きまして、11ページから

始まりますその他の事項におきまして、(3)既存の障がい児相談支援体制との調整と(4)設計等に対する本検討委員会の関係について、こちらも、先ほどの確定事項の修正に関連した事項といいましょうか、今後に、期待したいと内容を答申するんだということで、盛り込まれているところです。最後になりますけれども、17ページに図面がございますけれども、前回意見でコメントがあった車よせのところの設計変更及び補聴器を利用する方に対する館内の設備の追加、これが前回なかった新しい療育施設の一部をなすという説明であったと思います。その他の細かな部分につきましては、予めご承知をいただいているということで、話を進ませて頂きたいと思いますので、特に今、私が申し上げたいくつかの点を中心として、委員の皆様からご質問、ご意見があればいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【委員】

確認したのですが、6ページの(2)の③、災害時、特に第二次避難施設とあるのですが、従来の標記でいうと福祉避難所とか福祉の入った名称の施設になるのかと思うのですが、それに該当する表現の仕方について、第二次という部分、特に説明をお願いしたいと思います。

【委員長】

○○委員ありがとうございました。事務局宜しくお願いいたします。

【事務局】

ご指摘の6ページの災害に対する頑強性の項の2行目ですね、第二次避難施設という標記について、どうかということですけれども、この第二次避難施設というのは、いうなれば災害発生時にとにかく逃げろ、避難せよ、というのが第一次避難施設で、とにかくそこに避難して、それから、やっぱり専門的な支援もいるのかなという場合に、第二次避難施設へ移るという考え方を示しました。それは、いうなれば、この施設は、福祉施設であることに間違いないので、標記としては第二次避難施設(福祉施設)という書き方もいいのではないかと思っております。特に意図はありません。要するに専門性のもっている施設へも引き受けましょうという意味合いを、ここに提示したということでございます。以上です。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

他にご意見、ご質問はございませんか。

【委員】

お聞きしたいのですが、10ページの嘱託医師のところで、児童発達障害担当医師というのは、主に小児科の先生のことを考えてみえるのでしょうか。教えて下さい。

【委員長】

ただ今の○○委員の意見に対して事務局お願いします。

【事務局】

はい、児童発達障害担当医師という標記をさせて頂いております。実は、小児科医あるいは整形外科医、歯科医ときちっと標記をさせてもらいましたが、子ども向けの発達障がいに関するお医者さんというのは、特別に科があるかどうか、確認がとれてないのです。例えば発達障害科とかはなかったと思います。ですので、あえてこのような標記をさせていただいたのですが、ここに〇〇先生がおみえになりますので、この標記につきまして事務局からお尋ねをさせていただきたいのですが。

【委員長】

○○委員、宜しくお願いします。

【委員】

もともと小児科医をしておりましたので、児童精神という分野で、ここに出席させていただいておりますけれども、私は、児童発達障害関係、精神科医師というふうにかかれているのですけれども、これを私が名乗っている訳ではなくて、こういうカテゴリーでいいですかということでしたので、それでも構いませんという形でお答えさせてもらったのですけれども、特別私が普段、発達障害の子どもさんを専門に診ているわけでなくて、そういったお子さんたちも診てはいますが、そういう専門の科というのは、特にはないと思います。もちろん大学病院レベルになると、それを専門にされている先生ももちろんいらっしゃると思いますけれども。

【副委員長】

それは、小児科の範疇に実は、児童発達障害を専門にする先生は殆どお見えになりませ ん。考えられるとすると整形外科の範囲で、いわゆる小児領域ですね、先天性股関節脱臼 を診る先生とか、徑性麻痺で筋肉が縮んじゃっているのを、伸ばすような訓練をしていた だいている先生や、内反足などを診ている先生は、小さい子の障がいに対してありますが、 基本的にこのような先生を探すとすれば、所謂大きな病院の救急センターのようなところ、 赤ちゃんとお母さんに緊急事態が起こったときに収容される病院が三重県下に4病院あり ます。一つは、三重大学医学部付属病院、もう一つは、三重中央医療センター、あとは伊 勢の山田赤十字病院、昔、昭和病院と言っていましたが、県立総合医療センターがあり、 この4病院はいわゆる超未熟児のお子さんを診てみえて、その先生方は、ある程度そうい ったお子さんたちのケアに関しては経験があると考えられますが、まず、その先生たちは、 手一杯でなかなか街中に来て頂いて、お子さんたちの指導等をしていただくというような 人数もみえませんし、それからなかなか余裕がないような気がします。皆さんの求めてみ えるお話は、僕もここに座っておりまして、重々わかるのですが、かなり所謂、嘱託医師 と書いてある部分に関しては、些少きつい要求をされてみえるのではないかというふうに ずっと感じているのは事実で、僕が専門家かと聞かれたら、実は専門家でもなんでもあり ません。小児科の医者かといわれると、小児科の医者ではありますが、小児科医がすべて わかるというお話でもないものですから、そこを含めて、適任の人を探せと行政の方にい うのは、かなり酷なお話ではないかというふうには、正直思います。これは、僕の個人的 な意見としては、院長先生にもお話をしてあるのですけれども、実は現状、そこらへんに たくさんみえる先生をお一人連れてきたらいいというお話ではないと、いうような気がい たしますけれどもということが正直なお答えになると思います。これは、大学病院に行っ

て頂いても、なかなか難しいというようなお返事が返ってきそうな名前のお医者さんを探 すということになると思います。他にご質問がございましたら、今、お受けいたしますけ れども。

【委員】

うちの学校は、知的な子が通うので相談とかは精神科の思春期外来の先生が来て下さったり、厚生病院の先生が来て下さったりということで、発達の先生というのは、なかなか難しいかなと思いますが、そういう子どもの心の問題であるとかのお医者さんという意味であれば、発達と限定するのではなくて、精神科の思春期の先生でも、でもいいという言い方は失礼ですけれども、そういう形で相談とかできるのではないかなと思うのです。

【委員長】

ありがとうございました。そうしますと、最初に〇〇委員から質問のあった児童発達担当医師ということで、上手い言い方、中身をどうするかは別にいたしましても、そもそも、ここに児童発達担当医師を設置するということを、謳っているわけですから、ここで、実際にどのようなお医者さんに来て頂くのか、どのようなお医者さんに嘱託するのかということをはっきりとさせておかなくてはいけないと思います。その点について、この名前にぴったりのお医者さんというのをお願いするというのはとても厳しいのではないかというお話がありましたけれども、事務局、具体的に腹案と申しましょうか、ございますか。

【事務局】

事務局としては、大変厳しいということを分かっているつもりではありますが、特に安田先生を通じて、いろいろとお医者さんの今の状況、情勢というものをしっかり聞かせていただいております。ただ、児童発達障害を専門に診て頂いている先生は、どなたかというのは、なかなか理解しにくい部分、例えば、精神科医師と書けばいいのかというと、そうではないだろうと考えるわけで、かといって心療内科でもないし、結果として児童発達支援担当医師が1人いてくれれば皆が助かるのになというような思いで、この文言をつけたという経緯がございます。先ほどから聞かさせて頂いております、ご意見の中で、特に、精神科の先生であって思春期外来の担当をしてみえる先生がいいんじゃないかという意見もございましたし、標記の仕方が書いてしまいますと、拘ってしまうような気も致しますし、できればこの場で、こういう方向でつけてみればというようなご意見をいただけましたら、ここへ標記したいなと思っておりまして、腹案というのは全くないのが現実でして、先ほどのご意見を頂いた内容からは、精神科の思春期外来担当医師が一番近いのかなという気がしております。最終的に委員会として、こうだという指示をいただければ幸いです。

【委員長】

ありがとうございました。この点につきまして、いつもお尋ねばかりで恐縮なんですけれども、鈴鹿のほうではどのようにされているのでしょうか。

【委員】

鈴鹿のほうでは、あすなろにみえた先生が地元にいらっしゃいますので、厚生病院の精神科の病院でございまして、そちらにいらっしゃったりですとか、北勢の場合は、四日市市は、あさけの診療所がございますので、小西先生といわれる方が、北勢部分は診て下さ

ったりしております。

結構、あすなろを出られた先生ですと発達障害の関係のお子さんを診ていただける、相談にのっていただけるというのがありますので、地域によって開業していらっしゃるかどうか、ばらつきがございますので、いらっしゃるかどうかは安田先生にお願いするほうがいいのかなと思いますが、単なる精神科ではだめですし、メンタルのお医者さんでもむりだと思いますので、発達関係は、特にそのへんが微妙です。

【委員長】

ありがとうございました。

【副委員長】

これは私の私案ということにさせていただいて、整形外科の先生に運動発達を診て頂く、その下の児童発達障害担当医師と書いてあるのは、そういう科はありませんので、〇〇先生がかまわないと言って下されば、児童精神科医というふうに書き直したら分かりやすいと思いますが。

【委員】

私も児童精神科医の方が窓口が広くなると思うのでいいかなと思います。

【委員長】

どうもありがとうございました。これまでの議論に沿った提案をもとに児童精神科医というふうにこの嘱託医のウの部分は、改めてはいかがかというご意見だったわけですけれども、委員の皆さんこれでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。10ページ(1)②のウにつきましては、そのような修正をさせていただきます。ありがとうございました。

他に、この答申書案につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

では、本日、お配りした訂正表を含め、あるいは嘱託医の訂正を含め、頂いた意見を反映 させた上で、改めまして答申書とさせていただきたいと思います。

では、検討事項の(2)松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申書案につきまして、 ご了承をいただいたものとさせていただきます。

【委員】

少しよろしいでしょうか。申し訳ないです。10ページの(2)の保育園等訪問支援事業及び相談支援事業のところですが、④の外部契約による非常勤で外国語通訳ができる者で定期的に配置とありますが、その部分で、耳が聞こえない人が、子どもを生んだ場合に、その両親に対するコミュニケーション保障が必要になると思いますが、その場合、手話通訳が必要となると思います。そのときに外国語通訳と同じように、手話通訳ができるということをお願いしたいと思います。また、両親が手話が出来ない人があると思います。両親の耳が聞こえて子どもが聞こえない場合に、両親に手話を覚えるために講師を迎えるという内容についても、入れていただきたいと思います。

【委員長】

今、10ページの(2)④について、○○委員の方からご質問と申しましょうか、ご要望がございましたが、この点について事務局いかがでしょうか。

【事務局】

○○委員から出されましたご要望につきましては、2点という形になると思います。 1点目はまず、保護者の方が聴覚障がいで、コミュニケーション保障が必要なときに、通 訳はどうかということだと思いますが、実は、次の(3)にまたという行のところに、保 護者等において聴覚障害である場合のコミュニケーションの保障が必要であることか ら、手話ができる職員の配置を検討しなければならない。と2行を記載しております。 言うなればこれが手話通訳の配置です。外国語通訳とは別格の扱いをしないと、保障と いう面ではどうかなと考えています。総務系に入れるというのはなぜかと申しますと、 療育の問題だけでなくて、相談支援にも関係してくると思われるために、それなら総務 に配置して機動性を確保、リアルタイムに動けるのではないかと考え、事務局の案とし たわけです。

二つ目ですが、聞こえない子ども達をもつ親御さんに対してのコミュニケーション手段を体得できる場づくりのことだと思いますが、これは実は施設の運営、事業運営にかかわることだと思います。その点については、施設整備でなく、運営上での問題だと思いますので、その点については、次期の検討委員会での課題だと思っています。事務局としましては、記録としては必ず残しておきますので、宜しくお願い致します。

【委員長】

ありがとうございました。ほか、検討事項(2)につきまして、よろしいでしょうか。 はい、ありがとうございました。ここで、暫時休憩をとりたいと思います。2時35分から再開したいと思います。

< 休 憩 >

【委員長】

それでは、委員会を再開させていただきます。

【委員】

先ほどの質問の続きで確認をさせていただきたいのですが、④の外部契約による非常勤の外国語通訳ができる者というのは、通訳としてなのか、相談支援員の立場としているのかどちらなのでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

【委員】

④の外部契約による非常勤の外国語通訳ができる者については、これはあくまでも通訳者としての位置づけであり、その方自身が相談を受けて判断して決定していくというので

はなくて、あくまでもコミュニケーション、情報交換という意味の補償としての立場での 通訳者の考え方で、それ以外に相談支援に関わる専門職員を配置するのが、③に提示して いるものになります。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員】

もう一つすみません。重度障害者の場合のコミュニケーション保証が必要で、手話通訳ができる職員配置を検討しなければならないと書いていただいておりますが、総務として手話ができる職員を配置するということを言われたと思いますが、総務としてということですと、事務もあるということですね。相談の場合は、手話ができる職員ということでは、聾の子どもが来たときに相談業務ができるのかどうかと聞きたいと思います。手話ができるということと、通訳ができるということは違うので、そのことを含めてお伺いしたいと思います。

【委員長】

今の委員の質問に対して、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

手話ができる職員の配置を検討しなければならない。という標記には、かなり複雑な内容を含めています。一つは専任通訳者を配置するニーズがどれだけあるのかを確認しなければいけないというのがあります。二つ目には、仮に非常勤的な通訳者を配置した場合、どれだけ対応できるのか、まだ疑問であるということがあります。いずれにしても、手話通訳をできる技術を持っている人が、ここにいないといけないということは確かだということです。ですからこれを特化して書いてしまうと、事業運営の内容まで踏み込んだこととなってしまいます。今回はあくまでも施設整備ですから、施設整備としての検討でありますから、これが限界であろうという標記です。ですから次期検討委員会の場で、論議して頂く必要があるのかなと思っております。そのための、言うなれば暗示という形です。

総務に置くというのは、先ほど申し上げたとおりです。手話通訳が必要なときに、柔軟に、館全体としての業務に一緒になって入っていくということになるのかなと想定しています。ですから総務職員でありながら、全体的に支援をしていこうということになるのかなと思っています。そのために専任でするのか、兼任でするのかの違いがでてくることになります。手話通訳を専らやるのか、他の業務と兼ねてやるのかということです。おそらく委員の中では専任で、専らの方を望んでみえると受け止めておりますが、今、この時点では、私ども事務局では、断定ができないという部分ではないかと考えております。

【委員長】

ありがとうございました。今の回答、いかがですか。

【季量】

そのことについては、話し合いをしたいと思います。また、検討委員会を立ち上げると 思います。

【委員長】

では、つづきまして、(3) その他の事項ですが、本日配布しました、資料2、本日欠席の〇〇委員からの答申書案についてのご意見、それから、前回の検討委員会の追加資料がございますけれども、まず、最初に〇〇委員からのご意見を3ついただいております。これについて、事務局からこれについてどのように考えていくのか、説明をお願いします。

【事務局】

それでは、○○委員から3項目ありますが、まず1つめは、6ページ目の新療育施設の 建設位置についてということで、答申書案13ページの図面を見ていただけるとわかると 思います。建設位置というのを提示しました。その傍に太い線で引かれているのが、高圧 電線のことをあらわしています。この高圧電線が切れるような大事故が起こるのではない か、危険はないのか、本当に大丈夫なのかというご心配をいただいております。この高圧 電線というのは、尾鷲三田火力発電所から直接きている高圧電線です。275000 ボルトとい う非常に高い電圧で送電されておりますが、中部電力のほうに確認しました。そうしまし たら、結果としては大丈夫ですということでした。といいますのは、市外地にある電線が ありますよね、あれは銅線に絶縁体が巻いてあって、もし切れて下に落ちた場合、絶縁物 がついているがために、電気が流れ続ける、だから触ってはいけないと広報をさせていた だいているということで、落ちているのを見かけたら必ず連絡をくださいというPR活動 をさせていただいているということです。ところが、この高圧電線は、アルミ系の電線で 約45ミリの送電線で、むき出しになっています。ですからもし切れて下に落ちた場合、 直接地面にタッチしますと当然電気が異常に流れるということが起き、即、送電がストッ プすることとなり、まず、そういうセフティネットがあるということです。それから大地 震なんかが起きますと、鉄塔がどうなるのかというご心配がありますが、地震によって鉄 塔が倒れたという記事は見たことがないと思います。中部電力によりますと、鉄塔は地震 より風のほうが大変ということだそうです。しかし、かなり強力な台風が来ても、倒れな い設計となっており、地盤もしっかりと工事されているようです。答えとしては、総合的 に大丈夫ということが言えるということです。

但し、建築位置については、この前にも説明させていただきましたが、高圧電線の下は 絶対建設工事ができません。送電線より 7 メートル以上離れたところに工事物があると、 工事ができないことになっているということで、それ以上に離したところに建設する必要 があるということです。

それから二つ目です。9ページの障がい児の地域デイサービス事業ということですが、これについては、サマースクールがされており、より安定した事業になることは、とても良いことだと思いますと、今、行っているボランティアさんに参加してもらうやり方ではなくなるのでしょうかということ、新療育センターのどの部屋を予定されているのでしょうかということですが、私どもの想定は、現状のサマースクール事業のやり方、要するに地域の方々、ボランティアさんの支援をいただきながら、多くの方の手を借りて、事業展開をしているのですが、これも一つの地域とのいい交流になりますので、これは堅持すべきと考えています。ですからボランティアさんの参加はこれまでどおり、従来どおりという考え方と、それから受給者証を使う事業になるのでしょうかというご質問もありますが、受給者証というのは国の制度なのですね。国の制度をここまで適応させる考えはございません。この事業は松阪市がこれまで培ってきたもので、引き続きというスタイルでいきた

いと思っています。それからどの部屋を使う予定かということですが、新療育施設ですべてを行うのではなくて、むしろ地域に出て、デイサービス事業としてこれまでやってきておりますスタイルは堅持していきますと先ほど申し上げたとおりでありますので、ただ、例えば、年間30回行う中で1回はこの新療育施設で、やりましょうというのはあるかもしれません。これは事業運営にかかわることですけれども、基本的には地域でという考え方を持っているということです。

最後3つ目です。職員の配置の部分ですが、機能訓練担当職員のところで、⑤のところですが、言語聴覚士4人の配置のところに、訓練室が3室しかないということは、どうなんでしょうと、これは実は、前回検討委員会にて、〇〇委員が言われたことでして、事務局としては、まずこの点は、4人いるから4室、3人だったらいいのかということも、あると思います。摂食指導とか、言葉の指導とか、訓練室でないとできないこともあれば、外でもできるものもあるのではないかなと、訓練室を利用しなくても、他の部屋の利用もできるのではないかなと考えております。事業メニューの中で、どのように考えるかは、そのときのプログラムなりメニューではないかと考えています。3室はなんとか確保をしたいと考えておりますが、4人配置で、上手にやってほしいなと思っています。

それから洗面所については、これは実はこの後、資料として追加資料として入っている 部分でございますので、そのときに説明させて頂きます。以上のことでございます。よろ しくお願いします。

【委員長】

はい、ありがとうございました。では、続きまして、本日配布いたしましたもう一つの 追加資料でございますが、新療育施設整備の設計仕様に対する提案事項について、ホッチ キスで閉じた2枚ものがあると思いますけれども、事務局お願いします。

【事務局】

それでは追加資料について、説明させて頂きます。第三回、前回の検討委員会の議論の中で、いくつか設計にかかわってくるんではないかと思われるご発言があったかと思いますので、急遽、提案事項という形で書き出してみました。全部で9項目に亘っております。

<資料にそって、事務局より説明>

【事務局】

これらの提案事項につきましては、この検討委員会の中ということではなくて、次期検 討委員会において、具体的に設計の提案があると思いますので、そのときにこれを活かせ ばというふうに思っております。そのために今日追加資料で出したのは、こういう話だっ たですね。という記録を残したいということで意識的に作りました。以上説明いたします。

【委員長】

はい、ありがとうございました。前回、第3回の委員会におきまして、施設設計に関していろんな意見が出されましたけれども、それを次期の委員会のほうへ、設計が始まる段階できちんと伝えていくために、このような形で整理をしていただいたということですけれども、漏れ等があればご指摘をいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

<委員、同意の声>

では、今、事務局から説明がありましたように、こちらの追加資料のほうは、答申書に直接盛り込むのではなくて、次期の委員会へ申し送る、そういうような取扱いとさせていただきます。

つづきまして、(2) の答申案の中で、9ページ目にある18歳以上の児童という表記について、どのような文言が適切かということ、皆さんからご意見をいただきたかったのですけれども、これをお尋ねするのを忘れておりました。何か良い案がございましたらいただきたいのですけれども、ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

【委員長】

たとえば、利用者ではどうなんでしょうか。

【委員】

自立支援法では、児童福祉法は関係なかったので、18歳以上でよかったのですけれども、18歳までは児童福祉法で対処するというふうに変わりましたでしょ、だから、従来、うちらの団体でもあるのですけれども、障がい者(児)というような表記の仕方で出してもらったらどうかと提案します。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員】

ここに18歳というふうに書いてありますが、療育センターの機能としては、18歳以降は基本的には使えないというふうになると思います。高校生というような判断をするのか、18歳を迎えた翌月からは使えないというふうにするのか。生活介護の施設は、18歳まで、多分17歳いっぱいまでは使えますが、それまでは児童の分野になりますので、基本的には、18歳以上の障がい児と書いてありますが、これは児でなくて、本当は者になってくるのですよね、さっき、手帳をもっている人は、障がい者(児)の表記でいいと思うのですが、手帳をもっていらっしゃらない方も中にはみえますので、そうすると利用者というふうにしておいた方が、私はいいのかな、というふうに思いますが、年齢の部分については、検討をいただければと思いますが、あくまでも手帳を持っていなくて、その方も、ご家族の方も障がいの受容をしていらっしゃらない方も確かにいらっしゃいますので、そこは、やはり障がいという言葉で縛ってしまうと、そこに問題がでるかなと思いますので、ちょっとそのへんは考慮したほうがいいのかなと思います。

【委員長】

ありがとうございました。どうぞ。

【副委員長】

特定の人を指すということが非常に難しいというように考えるので、18歳以上の継続的支援というふうに文章を変えてしまえば、問題がないような気がします。今のお話を聴いておりますと人を絞ってしまうと複雑になりますので、そうであれば、特定せずに18

歳以降の継続的支援ということであれば、言葉は要らないんじゃないかと、ただ、表記的に施設の表記で、行政的にいいのかということについては、行政の方に考えて頂くということで、いいんじゃないかと思うのですが、表わしたいことは、18歳以上の方も継続的に支援していきますよという意味ですよね、それを療育センターでするのか、その次のステップのほうへ引き継いでいただくのかということを、療育センターのほうがバックアップしましょうという文面だと思いますから、そう考えると児童の方であろうが、児童の年齢を超えた方であろうが、名詞を入れる必要がないような気がするので、そこで悩まれるぐらいなら、抜いてしまえというのが一番いいのかと思います。

【委員長】

はい、ありがとうございました。おそらく9ページのウの内容につきましては、委員の皆様は、ご了解をいただいていることだと思いますので、今、○○委員、○○委員、あるいは○○委員、わたしも申し上げましたけれども、このお話をもとに、事務局がきちんといいものにまとめてくださると思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

<委員、同意の声>

【委員長】

はい、ありがとうございました。では、話を戻しまして、(3) その他の事項をお願いします。

【事務局】

< 事務局より事項書の記述に沿って、今後の予定を今後の予定等を説明する。 >

【委員長】

是非、10月27日の集いには、皆様もご参集をいただければと思っております。本日 こちらのほうで用意いたしましたその他は以上でございますが、この際ですので、委員の 皆様からも何かおっしゃっていただけたらと思いますが、いかがですか。

【委員】

城山特別支援学校の学校関係者外部評価委員となっていますが、外部はなしでお願いします。

【委員】

ぶり返して申し訳ないのですけれども、○○委員の提案にもありましたp10の療育センターの施設に配置する職員のところの3番目の項目のところになりますが、言葉の訓練室が3室で、言語聴覚士の先生が4名ということで、先ほど返答をいただいたときに、自分の中で納得をさせようと思ったのですが、やはり、4名の先生がいて、最初から3室しかないというのは、ちょっとだけ納得いかないのです。そして、他の部屋を使えばいいということでしたが、反対にここが空いているときに他のことに使えばいいのであって、4名の先生がいるのだったら4つの部屋があったほうがいいのではないかと思いますが、ど

うでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。先ほどの〇〇委員のご意見ですね、それに関連して〇〇委員から改めでのご意見があったわけですけれども、この点につきまして運用の問題といいながら、実は箱を造ってしまったあとでは部屋の数はどうにもなりませんので、まさに施設整備に関するお話かなと思います。事務局いかがでしょうか。

運用について、恐らくこういうふうな不安はお持ちだろうと思いますので、そのあたり をご説明いただいた上で、皆さんのご意見をいただければと思いますので。

【事務局】

言語聴覚士の4人という部分ですが、経過をご説明致しますと、最初の設備の想定が2 部屋だったのですが、この前の検討委員会のときに、言語聴覚士さん2人、2室というのでは、とても無理であるというご発言を頂きました。当然かなという形で、仮に4人だったらどうかということで検討し、建てる場所を考えると療育施設が用地の全てを利用できるといいけれどもと考えながら、これから先の用地の利用のことも考えると、ひょっとしたら他の施設計画もということも考え、専門の部屋は3部屋にして、実にざっぱくな言い方ですけれども、1人は、言葉の訓練室だけでなくて、他の部屋を利用していけないかなということで、3部屋での案としていこうとしたのですが、絶対それは無理だという検討委員会での方向であれば、これは、4部屋でいいのではと考えます。

施設整備ということとなりますので、その意識をもって意見をいただきたいと思っています。事業運営と施設整備をごっちゃにしてしまう意見が、前回、前々回の意見の中でもございましたが、答申となりますと大変重いものになります。施設整備に反映されるという意識をもって、ご意見をいただければというふうに思っております。ですので、訓練士が4人であれば4つの部屋が必要だという検討委員会の意思であれば、そういった委員会としての意見をいただきたいと思います。このことに限らず全てのことでお願いをいたしたいと、ただ、事業運営まで、この委員会でやりますと時間の上でも難しくなりますので、それは次期の検討委員会でお願いするとして、設計の段階のことについては、また聞かせてほしいということが前々回の委員会でございましたので、そのときに次年度のことも含めた検討をやればいいのかなというふうに考えているところでございますので、そのへんを含めてお考えをいただいて、ご意見を賜りたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

【委員長】

はい、ありがとうございました。今、事務局からなぜ、このような提案となったのかを、 経緯を含めて説明があったのですが、今の説明をお聞きになられて、○○委員いかがでしょうか。

【委員】

4名とうたっていたので、単純に4室必要ではないかと考えまして、中でどのような訓練が行われるのかは、よくはわからないのですけれども、やはり先生によってそれぞれあると、その都度別の部屋を使うこととなると、不便なところがでてくるのではないかと考えたのですが。運営というとよくわからないので、4名というふうに出ていると4室でし

ょ、というのが率直な意見で、皆さんがどのようにお考えかはよくわからないのですが。

【委員長】

ありがとうございました。はい、

【委員】

じゃ3室なので、極端に言うと3人でもいいですよね。人数のすり合わせみたいな話に なりますが、ただ、事務局の方がおっしゃたように他の部屋でできるのではないかという ことですが、それはできません、言語訓練は。個別の訓練をする場合は、個別になります。 ですから個室が必要になります。で、言語訓練を受けるお子さんは7割方が発達の気にな るお子さんになります。物音にはすごく敏感ですし、他の方と一緒に何かとできるような 状態のお子さんは少ないと思います。肢体不自由のお子さんでも、物音ですとか、摂食の 問題がでてくるとやっぱり個室になってくると思います。ですからそこに手洗いを付けて くださいということもお願いをしたのですけれども、子どものタイプによって全然違いま すが、必ず訓練は個室になると思います。それが、二人の集団をつくるとか、3人の集団 をつくるのであっても、割と個室系が訓練士としては多いと思いますし、他の部屋でとい うと、荷物を全部持って移動するようなことになりますし、検査器具も相当多いです。大 きなスーツケースを2つくらい持ってくる言語訓練士さんもいらっしゃいますので、それ を確保しておくには、個室が必要になると思います。ただ、3名とされるのでしたら3室 でも構わないと思います。そのへんはやっぱり人数のすり合わせも必要だと思いますので、 私が何人要りますよという話ではないと思いますが、鈴鹿では今200人登録しています が、190人の言語訓練を受けたい子がいます。そうすると1人でケースは95人持つわ けです。そうすると2ヶ月か3ヶ月に1回しか訓練が回ってきません。で他に皆、奔る訳 です。今、草の実を入れません。北勢ですと小山田病院も入れない状態が続いていますの で、言語訓練士というのは、たくさんいらっしゃいますけれどもなかなか確保が難しいの で、そこのところも含めてまた、考えていただければなと思いますけれども、実際、運営 のこととなりますけれども、ただ、現実としては、4人ですと確実に4部屋は要ると思っ ていただいた方がいいのかなと思います。

【委員長】

はい、どうもありがとうございました。この点について他にご意見はございませんでしょうか。

【委員】

今の話の他でもいいですか。

【委員長】

すみませんが、今のことでお願いします。

では、改めて事務局に伺いますけれども、ここで4名の配置をするに至った経緯をもう 一度、事務局からご説明願いますか。

【事務局】

4人という配置の背景は、先ほど申し上げたとおりなのですが、もう少し分かりやすく

言いますと、児童発達支援事業の定員は20名です。放課後デイが10名でマックス30名となります。言語訓練を必要と思われるのが、今の○○委員のお話から、前回も同じご発言を頂いておりますが、30名が30名とも言語訓練が必要ですということはありえないだろうなという想定です。全部で大体25、6名くらいで、全く計算上の話ですけれども、訓練士が4人とすれば、6人の子ども達の言語訓練を行うんだと、そうすると、一日中6人の子どもが言語訓練をすることはありえない、1人時間的にどうでしょうか、1時間、2時間、3時間はありえないですよね。そんなにしないと僕は思っています。平均的に1時間までだと、あんまりすると子どもが疲れちゃいますよね、大体40分ですか、そう考えたら、開館時間が8時間として、時間枠で考えると、最高8人程度となりますが、準備や朝、夕のミーティングや、整理をしていく時間も必要となるので、そう考えると1日6人程度となります。そうすると何とかなるかなというのが、実はこの4人の計算の基礎です。ただ、そのように予約制で対応できるのかどうかは、事業運営の問題ですが、4人が同時に訓練を行うという形になりますが、ただ、物理的に4つ同じものが必要なのかどうなのか。4室必要であるという委員会としてのご意見、意思決定をいただければ、それでいいのではと思っておりますので、委員会としてお願いします。

【委員長】

はい、ありがとうございました。先ほどから3か4かという話になってきておりますが、そういう話ではないという気がしますが、要するに、なぜ、4名の方を配置するというふうに考えたのか、その上で3部屋でいいのではないのかと考えたという経緯を説明があったのですけれども、先ほど答申というものは非常に重いものだという説明があったのですが、実際そのとおりなんですね。ですから、脅すわけではありませんが、委員の皆さんには、やはりそれなりの責任といいましょうか、重みをもって参加していただいていると思いますけれども、それはひいては、この答申が成案となったときに、恐らく、皆さんのお知り合い同士とかの間でなぜ、こういうようになったのかということを、はやり委員としてお話をいただけるような、そういった覚悟といいましょうか、お持ちいただきたいというふうに思います。ですのでその上で、今問題になっているところにつきまして、どうするのかこの場で決めていきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

障がいを持つ子の親は、訓練というのは非常に大切なものと思っていて、松阪の中にはなくて、津に行ったりとか、知り合いは小山田病院まで行ったりとかしています。ですから新しい療育センターの中に、訓練をすることができる、そういった場があるということになると、小さいお子さんをお持ちのお母さんは特に、期待をされると思うのです。多分3名になるのか、4名になるのか、はやり需要があると思うので、言語聴覚士さんが4名いるのであれば、その方たちが充分に訓練を子どもたちにできるような設備にしていただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

【副委員長】

事務局の方にもう一回確認をしたいのですが、定員20名だとその計算でいいのですけ

れど、例えば言語訓練を希望される方が、その当日、療育は受けられないという方の場合は、はねちゃうのですか。そういう機能はないから、療育の日だけに限って訓練をさせていただきましょうというふうな立場を取られるのか、いや、ご希望があるし、部屋も4つあるし、訓練士さんも4人いるので1日24人くらいは、受けられるから、その日療育じゃない方も言語訓練だけでも、やらしていただきましょうというスタンスを取られるのか確認をしたいのですが。多分、今の話は、その話になると思うのですよ。

【委員長】

ありがとうございます。事務局いかがでしょう。

【委員】

副委員長さんのお問いかけ内容については、言語訓練だけで、だからだめだという話にはならないと考えています。子ども達が、長い将来に向けて役に立つ訓練、利用というのは、かわりないのですから、利用していただけるものと考えています。

【委員】

事務局の方も最初に私が200人くらいいると、人口比からいくと松阪市17万人と鈴鹿市20万人で、鈴鹿市とそんなに変わらないですよという話をしたので、多分4人にされたのかなという経緯はあります。ただ、登録していらっしゃる方が療育センターには何人いらっしゃるのですか。60人ですよね、うちは200人登録していますので、それだけ要ります。で、60人ですが、先生がさっきおっしゃったように、これからぐっと出てきた場合に、確実に保育所、幼稚園に支援の必要な、発達の気になるお子さんはみえて、そのうちのほとんどのお母さん方は、言語訓練を望まれます。草の実の肢体不自由の施設でも、7割は言語訓練を受けており、あすなろから紹介されてくるお子さんがたくさんみえます。ということは、肢体不自由のお子さんというのは、松阪でもそうだと思いますが、そんなに増えてないのです。極端には、50人になるとか、60人になるとかではないんです。

鈴鹿で、今20人の定員ですが、療育の事業を利用されるお子さんの出席率は母子通園の場合は、大体6割から、多くて7割です。そして、必ず休まれます、本人の都合、お母さんの都合、兄弟の都合、人数は月平均の一日当たりの人数で20人ということになります。放課後デイで学校に行っているお子さんを10人で、計30人定員としていますが、30人まるまる来るということは少ないです。ただ、さっき事務局の方がおしゃられましたが、センター化していくということになりますと、定員は20人から遥かに超えてくる可能性があります。保育所とか幼稚園とかそこらへんへの働きかけで、言葉で困っている方はありませんか。みたいな話がもっと広まっていかないと、困っているんやったら療育センター行きな、あそこでなんとか相談にのってくれるよ、というような機能をたくさん持っていただかないと、委員の皆さん方も、こんなに良くなるんだったら利用できるというような、働きかけを行政も末端まで広げていただいく必要があるかなと、そうすれば人数は増えてくると思います。ただ、今の機能のままで、やっていこうというのであれば、言語訓練士は、1人でも、2人でも、2人あれば十分だと思います。

鈴鹿と対比ができないので、登録人数が3.5倍ほど違うのではっきりしたことは言えませんが、今後の展開をどうされていくかということにかかってくるかと思いますので、それを考えて建物を作られるのか、今のままのちょっと、お茶を濁すということはないと

思いますが、これだけの施設ですから、いいものが出来ると思いますが、そうするとやっぱり、17万人の方のうちの何パーセントかの方は利用される施設となるし、18歳までは利用できる施設となるので、利用される方を増やしていくということであれば、3人、4人という数字がでてくると思います。先生が最初に北の方は進んでいるからいいけど、南の方は遅れているし、意識もまた違うのでとお話をされたことが、私の中では印象的で、地域によってそのへんの差がありますので、行政の方でも把握をしていただけると、数字が3でいいのか、4必要なのか、検証していただけるかなと思いますが、私が2にして下さいというようなことは言えませんので、ただ私は、訓練士4人という数字を出していただいた時には、もうこれだけのことで、いろいろ子どもさんのことで困っているときには、声をかけて大丈夫なんだな、来てくださいよというゴーサインが出たのかなというように、いいふうに考えましたので、この数字にすごく期待をしています。

【委員長】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【委員】

私も運営のことに関しては分からないことが多いのですけれども、設備ということで考 えると、言葉の訓練室が3室ということで、施設内でみると防音設備があるのはこの言葉 の訓練室だけですよね。言語訓練が同時に常に全ての時間、4室が埋まらないかもしれな いです。特に最初の頃は、全部埋まらないかもしれないですけれども、発達の気になる子 ども達が、先ほども食事の場面でも音が気になる子が多いので静かな場所の確保がほしい という話がありましたけれども、実際そうで、集団でいたりすると、ちょっと一人が調子 を崩し始めると伝播するようにわーと集団が崩れてしまうことがあるので、もし、ゆっく りできるようなスペース、音から遮断できるようなスペースがあると、分離という言い方 は変かもわからないですけれども、あってもいいかと思います。そういうところで少しク ールダウンすることで、本人も落ち着いて元の場所に戻れるということも、よくあるので、 部屋が4つあって、すべてが言語訓練で、常に使われてなかったとしても、設備として考 える上では、防音設備があり広くない、こじんまりした部屋というか、そういったところ があることは、他の面から考えても、いいのではないかなと私は思います。実際、児童精 神のデイケアをやっているような病院施設なんかだと、クールダウンするための部屋があ って、防音設備があって、壁などもクッション素材とかで、多少本人が中で暴れても大丈 夫なようにできていて、場所によっては中にサンドバックが天井から下がっていて、そこ でサンドバックを好きなだけ叩いて、気持ちを発散させたりとか、物にあたるくらいだと そういった方法もあるくらいなので、ちょっと静かになれる空間というのが、あっても設 備という点では、いいのではないかというふうに思います。

【委員長】

ありがとうございました。どうぞ。

【委員】

玉城わかば学園には、松阪市から小学部から高等部まで97名が在籍していまして、地域の要望等、アンケートを6月にとった時に、要望が一番多かったのは、松阪の市内に療育なり訓練を受けることができる施設がほしい。というご意見がすごく多かったのです。

それは発達の子たちなので、いくら知的の学校に行っていて、毎日、言葉の勉強はあると いっても、やはりそれプラスに言語の訓練をしたいという要望があるのが事実で、あと松 阪市内の耳鼻科さんで月に1回、他府県から言語聴覚士の先生を招いて、言語訓練をやっ て下さっている医院があるのですが、そこでも1日30分から40分の訓練で、1日8人 くらいをとってもらっているのですが、段々と要望が増えてきて、口コミで通所する子が 増えてきて、入らない状態が続いているそうです。それを考えても、言語の先生は、数字 ではないのですが、1日に20人から25人の子ども達を診ていただくのであれば、3人 よりは4人の先生に、数字の面で言うといい方がやっぱり嬉しいというか、新しい療育セ ンターでこういうところを押していきますよというような方向で、療育の核になっていく のではと思っています。あと部屋に関しても、確かに防音の部屋を3つで、あと違う部屋 ということで事務局からおっしゃってもらったんですけれども、発達障がいのある子から すると、違う部屋は違う部屋なんです。遊んでいた部屋がいきなり訓練の部屋になっても、 そこは遊ぶ部屋なので、そこでいきなり訓練をされても、ちょっと難しいというか、訓練 に入れないというか、訓練の部屋はやっぱり訓練の部屋、遊ぶ部屋は遊ふ部屋、療育する 部屋は療育する部屋、ご飯を食べる部屋は食べる部屋というような環境にしていただいた 方が、子ども達はありがたいと思うので、初めから4部屋できちんとしたものが造れるの であれば、造っていただきたいなというのが本音です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。

私の方からひとこと、私は司会ですので、どちらの方に議論を持っていこうという気は ありませんので、そのことは最初にお断りをいたしておきます。つまり今の話でいきます と、原案どおり3部屋に議論を収めたいとも、4部屋に増やすべきとも思っていません。 その上で申し上げますけれども、こういうふうな施設を造るにあたって、それこそ何十年 に一度の事業ですから、より良いものにしていきたいというのは、ごもっともなお話だと 思います。で、こういうふうな部屋がある、こんなスペースがある。これだけの人材が揃 っている。ましてや24時間対応であるというようなすばらしい施設があるとそれは、い いだろうとは思うのですけれども、それは天から降ってくるものではなくて、我々を含め た松阪市民が維持していく必要がある訳です。ですからそのあたりを念頭に置いた上で、 こういう問題は考える必要があるのかなと思います。3か4かというような数字の話にな ってしまっていますけれども、先ほど委員長として申し上げたように、この答申を出すに あたって、いろんなお考えというかお覚悟というかそれを持って答申づくりに携わってい ただきたいと思いますので、事務局、今日これを確定させる必要ありませんね。これから パブリックコメントもあるわけですよね。それを出す際には答申で、(案)がつくわけです ね。であれば、こういうふうなことは、いかがでしょうか。次回委員会がおよそ1か月後、 11月21日になっています。この時までに、今ご議論を頂いている3と4の話も含めて、 もし、その他で検討事項(2)を確定させていただいたというふうに申しておきながらこ ういうふうなことになるのも司会として失格なのですけれども、折角こういうご意見をい ただきましたので、次回までにお考えいただくというふうにさせていただきたいと思いま すが、よろしいでしょうか。

はい、では、もとはと言えば○○委員から頂いた意見であったわけですけれども、この点を含め、もう一度、施設の設計に関することにつきまして、委員の皆様におかれましては、もう一考をお願いいたします。

それでは、お待たせいたしました○○委員。

【委員】

建設位置なのですが、高圧線のことが書かれてあるのですが私も心配をしておりました。 それについては、大丈夫ですよということで、安心をしております。もう一つ、施設予定 地へ到着するまでの坂道がずっと気になっております。この施設の事業は保育園の訪問事 業も入っていますので、指導員さんが子ども達を連れて保育園を訪問するときに、歩いて 連れて行かれるのかどうか、それがイメージできませんので、心配しておりますので記録 をお願いしたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。他に、この際ですので何かございませんか。

【事務局】

今、○○委員が大変ご心配をしていただいております保育園等訪問支援事業につきまして、若干、もう一度内容のご説明をさせていただきます。保育園等訪問事業は、子ども達が訪問するのではなくて、相談員なりセンターのスタッフが、通所するお子さんの保護者の方の希望に沿って、通園する保育園を訪問して、いろいろな形で支援をしていこうというもので、園児が移動するのではございませんのでよろしくお願いしたいと思います。

【委員長】

他にございませんか、では、以上をもちまして、第4回の松阪市障がい児療育施設整備 検討委員会を終了させていただきます。皆様には長時間にわたり、ありがとうございまし た。

以上